

令和2年6月清須市議会定例会会議録

令和2年6月5日、令和2年6月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之		

計 21名

3. 欠席議員

22番 天野武藏

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫		
副市	長	葛谷賢二		
教	育	長	齊藤孝法	
企	画	部	長	宮崎稔
総	務	部	長	平子幸夫

市 民 環 境 部 長	栗 本 和 宜
健 康 福 祉 部 長	河 口 直 彦
建 設 部 長	永 湊 貴 徳
会 計 管 理 者	吉 田 敬
教 育 部 長	加 藤 秀 樹
監 査 委 員 事 務 局 長	三 輪 晃 司
企 画 部 次 長 兼 企 画 政 策 課 長	後 藤 邦 夫
総 務 部 次 長 兼 防 災 行 政 課 長	丹 羽 久 登
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	岩 田 喜 一
市 民 環 境 部 次 長 兼 産 業 課 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 次 長 兼 子 育 て 支 援 課 長	加 藤 久 喜
総 務 部 参 事	山 下 雅 也
建 設 部 参 事	大 橋 秀 一
建 設 部 参 事	兼 松 俊 彦
人 事 秘 書 課 長	舟 橋 監 司
税 務 課 長	渡 辺 由 利 子
収 納 課 長	三 輪 好 邦
市 民 課 長	伊 藤 嘉 規
保 険 年 金 課 長	篠 田 敬 幸
生 活 環 境 課 長	島 津 行 康
西 枇 杷 島 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	北 神 聖 久
清 洲 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	葛 山 悟
春 日 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	日 比 野 鋭 治
社 会 福 祉 課 長	鹿 島 康 浩
高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
健 康 推 進 課 長	寺 社 下 葉 子
土 木 課 長	飯 田 英 晴
都 市 計 画 課 長	長 谷 川 久 高
上 下 水 道 課 長	菅 野 淳

新清洲駅周辺まちづくり課長	前	田	敬	春
会計課長	榎	本	雄	介
学校教育課長	石	黒	直	人
生涯学習課長	辻		清	岳
スポーツ課長	浅	野	英	樹
学校給食センター管理事務所長	吉	田		剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	浅	田	克	幸
議事調査課長	高	山		敬
議事調査課係長	鈴	木	栄	治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 議案第 3 3 号 清須市税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 3 4 号 清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 3 5 号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 0 議案第 3 6 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 1 議案第 3 7 号 清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 2 議案第 3 8 号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 3 議案第 3 9 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 4 議案第 4 0 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例案

- 日程第15 議案第41号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議案第42号 尾張市町交通災害共済組合の解散に関する協議について
- 日程第17 議案第43号 尾張市町交通災害共済組合の財産処分に関する協議について
- 日程第18 議案第44号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その8））の締結について
- 日程第19 議案第45号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その9））の締結について
- 日程第20 議案第46号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その10））の締結について
- 日程第21 議案第47号 工事請負契約（一場公民館新設工事）の締結について
- 日程第22 議案第48号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第4号）案
- 日程第23 議案第49号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 日程第24 議案第50号 令和2年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案
- 日程第25 報告第1号 令和元年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第26 報告第2号 令和元年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第27 報告第3号 尾張土地開発公社令和2年度事業計画及び予算に関する書類について

（ 傍聴者 1名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (成田 義之君)

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、令和2年6月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は21名でございます。

なお、天野議員より、体調不良のため欠席の届けが提出されておりますので、ご報告いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、18番久野議員並びに19番白井議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの20日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月24日までの20日間と決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

この議員活動状況報告書の中で主なものにつきましては、4月16日に岐阜県岐阜市において第103回東海市議会議長会定期総会、また、5月27日に東京都において第63回全国市議会議長会定期総会がそれぞれ開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大が続いている

状況に鑑み、書面会議による開催とされました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年1月分から4月分までの例月出納検査の結果について議長宛てに提出されておりますので、受理したことを報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第4、諮問第1号から日程第27、報告第3号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

その後、担当部長より内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は一括して内容の説明を受けます。

日程第4、諮問第1号から日程第6、諮問第3号までの3案件につきましては人事案件でございますので、委員会付託を省略し、本日、採決したいと思います。

採決の方法は、諮問案件ですので起立ではなく簡易表決とし、採決に先立ち質疑を行うこととなります。

なお、日程第18、議案第44号から日程第20、議案第46号までの3案件につきましては、本日、質疑、討論を受け、採決を行うことが議会運営委員会において決定しております。

日程第25、報告第1号から日程第27、報告第3号までの3案件につきましては、担当部長より内容の説明を受けます。

日程第7、議案第33号から日程第17、議案第43号まで及び日程第21、議案第47号から日程第24、議案第50号までの15案件につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は6月9日正午までに発言通告書を提出していただき、6月12日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

以上のような進め方でございますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第4、諮問第1号から日程第27、報告第3号までを一括議題といたします。

提案理由を市長より一括して受けます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

おはようございます。

今日は、令和2年6月清須市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご出席を賜り、ありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、諮問3件、一部改正条例案8件、尾張市町交通災害共済組合規約の変更等に関する協議について3件、工事請負契約の締結4件、令和2年度一般会計等の補正予算案3件、令和元年度一般会計及び下水道事業会計の繰越計算書などの報告3件でございます。諮問3件及び議案第44号から第46号までにつきましては、本日、ご審議とご議決を賜りたいと存じます。

それでは、各案件について、順次、提案理由を申し上げます。

諮問第1号及び第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、小川さよりさん及び奥田照明さんに人権擁護委員として引き続きご活躍をいただくため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それぞれの方の経歴は、ご配付いたしました諮問案の裏面に記載いたしました。ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、平松俊幸さんを新たに人権擁護委員に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

平松俊幸さんの経歴は、ご配付いたしました諮問案の裏面に記載いたしました。ご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第33号 清須市税条例の一部を改正する条例案につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を行うための地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の寄附金税額控除の特例の整備等を行うための一部改正でございます。

議案第34号 清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を行うための地方税法の一部改正に伴い、規定を整理するための一部改正でございます。

議案第 35 号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止に伴い、通知カード再交付手数料を廃止するための一部改正でございます。

議案第 36 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、租税特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理するための一部改正でございます。

議案第 37 号 清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった者等に対して国民健康保険税及び介護保険料の減免を行うため、所要の規定を整備するための一部改正でございます。

議案第 38 号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料の軽減強化を行うための一部改正でございます。

議案第 39 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保等について所要の規定を整備するための一部改正でございます。

議案第 40 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保について所要の規定を整備するための一部改正でございます。

議案第 41 号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更に関する協議につきましては、尾張市町交通災害共済組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 42 号 尾張市町交通災害共済組合の解散に関する協議につきましては、令和 3 年 3 月 31 日をもって尾張市町交通災害共済組合を解散することについて関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 43 号 尾張市町交通災害共済組合の財産処分に関する協議につきましては、尾張市町交通災害共済組合の所有する財産全てを北名古屋市に帰属させることについて関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 44 号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その 8））の締結につきましては、総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札により落札いたしました榊原建設株式会社と清須

市立古城小学校に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その9））の締結につきましては、総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札により落札いたしました昭和土建株式会社と清須市立星の宮小学校に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第46号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その10））の締結につきましては、総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札により落札いたしました栄興建設株式会社と清須市立新川中学校に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第47号 工事請負契約（一場公民館新設工事）の締結につきましては、総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札により落札いたしました美吉建設株式会社清須支店と一場公民館の新設に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第48号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第4号）案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、ごみ袋の発注を国内生産に切り替えることによる予算不足に対応するほか、受入体制の強化を図る医療機関に対して支援を行うなど所要の経費を計上することとしました。

補正額は、既定額に8千918万1千円を追加し、予算の総額は、359億4千083万5千円となります。

議案第49号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、国の制度改正に伴い、低所得者に対する介護保険料の軽減率を強化するため、所要の補正を行うことといたしました。

今回の補正は、財源の組替のみの補正となるため、予算の総額は既定額から変更なく、48億5千195万3千円のままとなります。

議案第50号 令和2年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、生活支援策として水道料金の基本料金の免除を行うため、所要の補正を行うこととしました。

収益的収入の予定額は656万1千円を減額し、2億4千707万5千円となり、収益的支出

の予定額は24万3千円を追加し、2億2千323万6千円となります。

報告第1号 令和元年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、市道西牧新田112号線等整備事業を始め20事業の繰越明許費でございます。

繰越額は21億192万3千943円で、内訳は、既収入特定財源が5億6千770万8千200円、未収入特定財源が13億42万9千円、一般財源は2億3千378万6千743円でございます。

報告第2号 令和元年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、汚水管渠整備事業を始め3事業の建設改良費の繰越しでございます。

繰越額は6億4千664万8千円で、内訳は、企業債が3億7千700万円、国庫補助金が1億5千773万円、損益勘定留保資金等が1億1千191万8千円でございます。

報告第3号 尾張土地開発公社令和2年度事業計画及び予算に関する書類につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、尾張土地開発公社の令和2年度事業計画及び予算に関する書類を議会に報告するものでございます。

収益的収入は3億8千378万8千円、収益的支出は3億8千300万9千円、資本的収入及び支出は9億6千175万3千円となっております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては担当者から説明させますので、十分にご審議の上、ご賛同賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

議長（成田 義之君）

日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

日程第4、諮問第1号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に小川さより氏を適任とすることにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認め、小川さより氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第5、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

日程第5、諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に奥田照明氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認め、奥田照明氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第6、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

日程第6、諮問第3号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に平松俊幸氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (成田 義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認め、平松俊幸氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第7、議案第33号 清須市税条例の一部を改正する条例案及び日程第8、議案第34号

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案の2案件について、総務部長より一括して内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。

それでは、令和2年6月清須市議会定例会提出案件の1ページをお願いいたします。

朗読します。

議案第33号

清須市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を行うための地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の寄附金税額控除の特例の整備等を行う必要があるからです。

それでは、2ページをお願いいたします。

内容のご説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律案が令和2年3月31日に公布され、また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環で、令和2年4月30日に公布されたことに伴うものの改正です。

改正条例第1条では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、附則の第10条にて売上高の減少した中小事業者等が所有する事業用資産等についての固定資産税を軽減すること、附則の10条の2にて地方税法で規定する先端設備等を導入した場合の特例措置に関し、条例で定める特例率をゼロと定めて固定資産税を軽減すること、附則の第15条の2にて軽自動車税の環境性能割の軽減を令和3年3月31日まで延長すること、附則の25条として新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例手続について準用する期間の規定を追加するといった改正を行うほか、元号の表記を令和に改めるなどの文言整理を行うものです。

3 ページの改正条例第 2 条では、第 2 4 条第 1 項第 2 号と第 3 4 条の 2 で個人市民税においてひとり親を規定し、非課税措置の対象と控除額の規定を整理し、第 9 4 条第 2 項でたばこ税において 1 本あたりの重量が 0. 7 グラム未満の葉巻たばこ 1 本を紙巻きたばこ 0. 7 本と換算すると規定するものです。

附則 1 7 条では、対象要件を満たす低未利用土地を長期譲渡した場合に特例控除が適用される改正を規定するものです。また、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例として、中止となったイベント等のチケット代を払い戻さなかった場合に寄附金控除とする規定、住宅借入金等特別控除の特例の適用につき、新型コロナウイルス感染症の影響で入居が遅れた場合でも、特例期間を延長して適用する規定を加えるものです。

4 ページ中ほどの改正条例第 3 条では、6 ページまでの間で文言の整理とともに法人の連結納税制度からグループ通算制度への移行といった申告手続の簡素・合理化への見直しに係る引用条項等の整理を行い、改正条例第 2 条で規定した第 9 4 条第 2 項のたばこ税での葉巻たばこ換算率を 1 本 1 グラム未満のものを紙巻きたばこ 1 本と換算すると改正するものです。

附則では、第 1 条で、この条例を公布の日から施行するものとし、ただし、改正条例 2 条の 0. 7 グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ 0. 7 本とする改正は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行し、その他の改正条例 2 条関係の改正は令和 3 年 1 月 1 日から施行し、さらに、改正条例第 3 条の 1 グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ 1 本とする改正は令和 3 年 1 0 月 1 日から施行し、その他の改正条例第 3 条関係の改正は令和 4 年 4 月 1 日から施行するとするものです。

附則の第 2 条以下は経過措置に係るものでございます。

以上でございます。

次に、1 1 ページをお願いいたします。

読み上げます。

議案第 3 4 号

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 5 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を行う

ための地方税法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

それでは、12ページをお願いいたします。

内容をご説明いたします。

こちら、今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環で、令和2年4月30日に公布されたことに伴うものの改正です。

固定資産税と同様に、売上高の減少した中小事業者等が所有する事業用資産についての固定資産税の軽減を規定し、改正条例第2条では、令和3年1月1日に施行される地方税法の改正規定により生ずる引用条項のずれを整理するものです。

附則では、この条例を公布の日から施行するものとし、改正条例第2条での規定の整理に関しましては、令和3年1月1日から施行するものとするものです。

条例改正のほうは以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（成田 義之君）

日程第9、議案第35号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案、日程第10、議案第36号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案及び日程第11、議案第37号 清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例案の3案件について、市民環境部長より一括して内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。

それでは、提出案件の13ページをお願いいたします。

議案第35号

清須市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止に伴い、通知カード再交付手数料を廃止する必要がある

からです。

1枚はねていただきまして、14ページをお願いいたします。

主な改正内容を説明いたします。

今回の改正は、個人番号の通知カードが廃止されたことから、当該通知カードに係る手数料1件500円を廃止するものでございます。

別表第7にある番号利用法第7条第1項に規定する通知カードの再交付の項を削除いたします。

附則

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上です。

続きまして、右側15ページをお願いいたします。

議案第36号

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、租税特別措置法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

主な内容についてご説明いたします。

今回の改正は、租税特別措置法の一部を改正する法律によるもので、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設に伴う規定の整理でございます。

附則の第7項及び第8項中に第35条の3第1項を加えるもので、具体的には、低未利用土地等の所有が5年を超えていること、譲渡価格が上物の資産を含め500万円以下であることなどの要件に該当する低未利用土地等の譲渡を行った場合には、低未利用土地等の譲渡所得から100万円を控除することができるとするものでございます。

附則

この条例は、令和3年1月1日から施行いたします。

以上でございます。

続きまして、右側 17 ページをお願いいたします。

議案第 37 号

清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 5 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった者等に対して国民健康保険税及び介護保険料の減免を行うため、所要の規定を整備する必要があるからです。

1 枚はねていただきまして、18、19 ページをお願いいたします。

主な内容についてご説明いたします。

第 1 条の清須市国民健康保険税条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者に係る保険料の減免を規定するものでございます。

附則に第 17 号から第 19 号までを追加することにより、減免の対象となる被保険者の基準、保険税減免要件等を規定するものでございます。

第 2 条の清須市介護保険条例の一部改正につきましても同様に改正し、附則に第 14 号から第 16 号を追加するものでございます。

20 ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、改正後の各条例の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用いたします。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 長（成田 義之君）

日程第 12、議案第 38 号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案、日程第 13、議案第 39 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び日程第 14、議案第 40 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の 3 案件について、健康福祉部長より一括して内容の説明を求めます。

河口健康福祉部長。

< 健康福祉部長（河口 直彦君）登壇 >

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の21ページをお願いいたします。

議案第38号

清須市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料の軽減強化を行う必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、22ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

低所得者の介護保険料の軽減に関して、消費税引上げに伴う介護保険法の改正により、第1段階の介護保険料2万3千300円を1万8千600円に、第2段階の介護保険料3万5千700円を3万1千円に、そして第3段階の介護保険料4万5千円を4万3千500円にそれぞれ改めるものでございます。

この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するもので、令和元年度以前の年度分の保険料につきましては、なお、従前の例によるものです。

以上です。

続きまして、提出案件の23ページをお願いいたします。

議案第39号

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保等について所要の規定を整備する必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、24ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

国の基準省令の一部改正に伴い、第7条においては、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、卒園後の受入先確保のための連携施設の対応方針の見直しを行い、第38条中においては、居宅訪問型保育事業者が保育を提供する場合に関する定めといたしまして、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対しての保育の実施が可能であることと明確化した内容を加える改正を行うもので、公布の日から施行するものであります。

以上です。

続きまして、提出案件の25ページをお願いいたします。

議案第40号

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保について所要の規定を整備する必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、26ページをお願いします。

主な内容を説明いたします。

国の基準府令が、地域型保育所による保育の提供の終了に際して、様々な対応策の活用により、引き続き、教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設等の確保については不要とすべきと対応方針が一部改正されたことによるもので、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

日程第15、議案第41号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更に関する協議について、日程第16、議案第42号 尾張市町交通災害共済組合の解散に関する協議について及び日程第17、議案第43号 尾張市町交通災害共済組合の財産処分に関する協議についての3案件について、総務部長より一括して内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。

それでは、引き続き、提出案件の27ページをお願いいたします。

議案第41号

尾張市町交通災害共済組合規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、尾張市町交通災害共済組合規約を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の事務の承継団体を規約に明記する必要があるため、尾張市町交通災害共済組合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議する必要があるからです。

それでは、28ページをお願いします。

内容です。

今回、尾張市町交通災害共済組合の解散に際して、その残務事務を北名古屋市が引き継ぐこととする規定を追加するものです。

附則では、この改正規約を愛知県知事の許可があった日とするものです。

次に、29ページをお願いいたします。

議案第42号

尾張市町交通災害共済組合の解散に関する協議について

地方自治法第288条の規定により、令和3年3月31日をもって尾張市町交通災害共済組合

を解散することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の解散について関係地方公共団体と協議する必要があるからです。

引き続き、31ページをお願いいたします。

議案第43号

尾張市町交通災害共済組合の財産処分に関する協議について

地方自治法第289条の規定により、尾張市町交通災害共済組合の所有する財産全てを北名古屋市に帰属させることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の財産処分について関係地方公共団体と協議する必要があるからです。

以上、規約変更以下3件の協議は、尾張市町交通災害共済組合の解散に際して必要となるものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

日程第18、議案第44号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その8））の締結について、日程第19、議案第45号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その9））の締結について、日程第20、議案第46号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その10））の締結について及び日程第21、議案第47号 工事請負契約（一場公民館新設工事）の締結についての4案件について、教育部長より一括して内容の説明を求めます。

加藤教育部長。

< 教育部長（加藤 秀樹君）登壇 >

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長の加藤でございます。

それでは、提出案件 33 ページをお願いします。

議案第 44 号

工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その 8））の締結について

下記のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

令和 2 年 6 月 5 日提出

清須市長 永田純夫

記

1. 契約の目的 校舎長寿命化等改修工事（その 8）
2. 契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札
3. 契約の金額 2 億 1 千 8 6 8 万円
4. 契約の相手方 愛知県一宮市北園通 2 丁目 10 番地
榊原建設株式会社 代表取締役 榊原 譲
5. 契約の期間 着手 契約の日の翌日
完了 令和 3 年 3 月 5 日

おめくりいただきまして、34 ページをお願いします。

工事入札結果の主な内容についてご説明申し上げます。

この工事は、古城小学校の校舎長寿命化のための改修工事でございます。

工事内容は、外壁補修・塗装、外部建具改修、防水改修、内装補修・塗装、内部建具改修、設備更新などがございます。

開札日は令和 2 年 4 月 23 日で、備考にございますように、入札参加者は 2 社で、評価値が 1.41 でありました榊原建設株式会社が落札者となりました。

35 ページにつきましては、参考図面及び主な工事概要でございます。

続きまして、36 ページをお願いします。

議案第 45 号

工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その 9））の締結について

下記のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

令和 2 年 6 月 5 日提出

清須市長 永田純夫

記

1. 契約の目的 校舎長寿命化等改修工事（その9）
2. 契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札
3. 契約の金額 1億7千215万円
4. 契約の相手方 愛知県一宮市西島町5丁目8番地
昭和土建株式会社 代表取締役 尾関栄司
5. 契約の期間 着手 契約の日の翌日
完了 令和3年3月5日

おめくりいただきまして、37ページをお願いします。

工事入札結果の主な内容についてご説明申し上げます。

この工事は、星の宮小学校の校舎長寿命化のための改修工事でございます。

工事内容は、外部改修、外部防水改修、内壁改修、内部改修、その他建築改修、外構改修、電気設備改修、機械設備改修などがございます。

開札日は令和2年4月23日、備考にございますように、入札参加者は3社で、評価値が1.39でありました昭和土建株式会社が落札者となりました。

38ページにつきましては、参考図面及び主な工事概要でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

議案第46号

工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その10））の締結について
下記のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

記

1. 契約の目的 校舎長寿命化等改修工事（その10）
2. 契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札
3. 契約の金額 3億2千923万円
4. 契約の相手方 名古屋市中区松原3丁目3番1号
栄興建設株式会社 代表取締役 瀧川和宏

5. 契約の期間 着手 契約の日の翌日

完了 令和3年3月5日

おめくりいただきまして、40ページをお願いします。

工事入札結果の主な内容についてご説明申し上げます。

この工事は、新川中学校の校舎長寿命化のための改修工事でございます。

工事内容は、外壁補修・塗装、外部建具改修、防水改修、内装補修・塗装、内部建具改修、設備更新などがございます。

開札日は令和2年4月23日で、備考にございますように入札参加者は5社で、評価値が1.32でありました栄興建設株式会社が落札者となりました。

41ページにつきましては、参考図面及び主な工事概要でございます。

続きまして、42ページをお願いします。

議案第47号

工事請負契約（一場公民館新設工事）の締結について

下記のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

記

1. 契約の目的 一場公民館建設工事

2. 契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札

3. 契約の金額 2億350万円

4. 契約の相手方 愛知県清須市西枇杷島町北二ツ杵90番

美吉建設株式会社清須支店 支店長 高田昌稔

5. 契約の期間 着手 契約の日の翌日

完了 令和3年3月26日

おめくりいただきまして、43ページをお願いいたします。

工事入札結果報告の主な内容についてご説明申し上げます。

この工事は、一場公民館新設工事でございます。

工事箇所是一场弓町地内で、斎場施設建設地の西側となります。

工事内容は、鉄骨造り平家建て、建物面積は480.36㎡、敷地面積は2,628.13㎡

でございます。

開札日は令和2年5月1日で、備考にございますように入札参加者は4社で、評価値が1.35でありました美吉建設株式会社清須支店が落札者となりました。

44ページにつきましては、参考図面及び主な工事概要でございます。

議案第44号、議案第45号及び議案第46号につきましては、これまでの各小中学校長寿命化等の改修工事で、夏季休業中に集中的に工事を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、夏季休業日が短縮されることにより、より多くの施工期間の確保に努める必要があり、早急に契約を締結し工事に着手する必要があるため、本日ご審議を賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（成田 義之君）

日程第18、議案第44号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その8））の締結についてから日程第20、議案第46号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その10））の締結についてまでの3議案は本日採決することが決定しております。

これより質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論につきましては、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

日程第18、議案第44号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その8））の締結について質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、加藤です。

工事請負契約についてお聞きします。

今回、総合評価落札方式で特別簡易型の一般競争入札によって行ったわけであります。その上で本市の公共工事の入札結果等の公表に関する取扱いの規定、これを見ますと、その目的には、公共工事に対する住民の信頼の確保を図ること、ここが大前提で目的で掲げられているわけであります。

それで伺うわけですが、今回即決ということで、議会への提出資料については、まずはチェック機能の強化を図る上からも情報の公開推進、ぜひ図っていただきたいわけですが、本日即決に

あたっていた資料というのは、今日、私の手元にある資料だけであります。そして、先ほども言いましたが、公表に関する取扱いの規定を見ると、公表の方法は、財政課による閲覧、市のホームページ、あるいはあいち電子調達共同システムへの掲載とあるわけですが、財政課に限るものも一部あるわけでありまして、より透明性のある締結をするために議会への提出資料については当局はどのように考えられているのか伺います。

議長（成田 義之君）

岩田財政課長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田でございます。

議会に提出する議案についてのご質問かと思いますが、財政課として入札等事務を担当しているわけですが、最低限の公表するべきものについては公表しているものだと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

最低限ということ言われたわけでありまして、それは改めてまたお聞きしますけれども、例えば、今日、資料として出されたもの、それから、公表にあたって、先ほど1、2、3と財政課の閲覧や市のホームページ、あいち電子調達共同システム、それぞれあるわけですが、見てみますと、その載せ方等ですね、いろいろスピード感も違うわけですね。それで、規定を見ると、いつ載せるかということにあたっては、事務の整理後、こういう書き方がしてあるわけですが、この辺についてはどういうふうにご考えられていますか。

議長（成田 義之君）

岩田財政課長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

財政課契約検査係が担当しているわけですが、公表財政課窓口に来ていただければ、そういうことになっておりますので、そのあたりはしっかり対応できるようには事務のほうは進めているということをご理解いただきたいと思います。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

即決にあたるわけですし、委員会付託も教育の部分になってくるわけですが、最低限、それなりの資料をですね、財政課に来たら見せるということではなくて、やはり皆さんが今日即決する上での透明性のある締結をしていくためにも、ぜひ資料の提出についてはさらに出していただきたいと思うわけであります。

その上で、先ほどご説明の中で、今回、新型コロナウイルス等にも関わって、学校の期間が云々ということで、これは即決せないかんのだと。しかし、思い起こしてみると、2年前に、これは夏休みにやらないかんのかということで、この議場でいろいろ即決をお願いするということを言われたわけであります。

それで、今、長寿命化、全国的に見るとですね、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえて、入札の決定を中止した、こういう自治体があちこち出てきておるんですね。これは小中学校の夏季の休業期間に集中的に工事を行う予定のものですけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために臨時休業としたことに伴って、事業に関する年間計画の変更のおそれが見込まれるなど、確実かつ安全に工事が完了する工期が確保できないおそれがあることから、発注を取りやめる、こういうことを発表されている自治体が出てきておるわけですが、先ほど提案理由の説明の中で、本市についてはやるんだということを言われたわけですが、この辺は大丈夫なんですか。

議長（成田 義之君）

答弁。

学校教育課長（石黒 直人君）

学校教育課長の石黒でございます。

今、仮契約の段階でございますが、各業者と打合せを少しさせていただいております。少ない夏休みであります、土日を集中的に確保して工事をやっていくということで、今のところは支障がないというふうに判断しております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、教育委員会のほうから回答を頂いたわけですが、長寿命化工事は学校との緊密な協

議による方針決定が私は必要であると思うわけであります。学校、管理職及び教職員の皆さん、さらには、設計事務所や教育委員会の担当の皆さんによって意見交換がどのように行われてきたのか、再度お聞きします。

議長（成田 義之君）

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

先ほど言いましたように、今、仮契約の段階でございますので、まだ詳細に学校とは三者では詰めておりませんが、今後は監理会社も入っておりますので、学校長等を含めて、監理会社と施工社と私どもとしっかり日程調整等も含めて、学校に支障がないように工事のほうを進捗していきたいと思っております。

以上です。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

しっかりやっていたかなあかんわけですけども、これからだということなんで、順番がコロナという問題があって、学校の日付が夏休みはこうなる、ああなるということで、本当に全国的な動きが変わってきておるわけですので、こういったことをしっかりやって、現場の声というのは私は大切にしていきたいと思うわけであります。

その上で、またお聞きします。

総合評価落札方式は公共工事の品質確保の観点から、価格と技術力等の両面で落札者を決定する、これは30年の6月議会でそちら側がご答弁されたわけであります。そのうち技術力等については愛知県の総合評価落札方式競争入札の運用ガイドライン、これを改めて見させていただきました。そこで、形式の分類からすると、今日言われた特別簡易型の審査内容、これを見ると、施工実績や工事成績などから施工の適切性、確実性を審査する工事、こう書いてあるわけであります。そして、その評価項目には、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精通度、それから地域貢献度、こう記されているわけであります。いかなる選定基準で、さらには経緯で総合評価をクリアしたのか、さらなる情報公開を行い、透明性を高めていく、このことが私は大事なことかと思うわけです。冒頭申し上げたことであります。

その上でですね、市の入札執行書には、入札金額と加算点、評価値、さらには順位、これが書

かれています。そして、あいち電子調達共同システムには入札金額、評価点、評価値、結果、これが掲げられているわけであり。その二つを見ていくと、それぞれ記されていますが、この加算点と評価点についての説明を頂きたいわけ。質問します。

議長（成田 義之君）

岩田財政課長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田です。

加算点につきましては、企業の技術力に関する事項、こちらのほうを評価しております。

あと、加えて、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精通度、地域貢献度に関する事項、そのあたりを加算点として加えておまして、標準点とプラスし、入札価格、予定価格合わせて評価値を算出しているということになります。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

併せて、評価点についてはどういう考えでしょうか。

議長（成田 義之君）

総務部長。

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長、平子でございます。

評価点につきましては、先ほど課長のほうが申し上げました各項目を点数化いたしまして、ここには入札金額、こちらのほうも点数化するというので、全て点数化した上で、その点数の高得点の者を落札候補者とするという仕組みでございますので、評価点自体は最終的に高いものということになってまいります。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そうすると、今、言われた評価点というのは入札金額だということで、今回の場合を見ると、評価点が高いところでも加算点について、先ほど評価項目云々の問題がありますから、そこが

落札されたわけではないところもあるわけですね。うちの資料で見ていると分らんわけですが、先ほど言いました、あいち電子調達共同システム、ここには評価点についても書かれておるわけですね。その辺を見ないと分からないわけですよ。ですから、評価が出ているものについては出せる範囲でぜひ出していただきたい。それはお願いしたいわけですが、その辺についてはどういうふうに整理されていますか。

議長（成田 義之君）

岩田課長。

総務部次長兼財政課長（岩田 喜一君）

財政課長、岩田でございます。

すみません、私、評価点を評価値と勘違いしまして、先ほど総務部長が申し上げたとおりでございます。今、資料に相違があるんじゃないかということでございますが、愛知県のほうですと入札者が3社あったということで閲覧できるようになっていると思いますが、今回ここに載せなかった理由は、令和2年度から失格判断基準価格というのを導入しまして、それ未満の入札については失格ということになりますので、本日提出した議案には掲載をしなかったということでございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

配点をいかに行うかによって選定の成果が大きく左右されるわけでありまして。しかし、評点の配分が分からないけれども、総合評価によって落札者を決定していくわけでありまして。総合評価というのは、一般競争入札を行おうとするときには、あらかじめ学識経験者の意見を聞いた上で落札者の決定基準を定めなければならないということが地方自治法にも規定されているわけでありまして。

公共工事は経済性や効率性ととも公平性や透明性を確保することが重要だと言われているわけでありまして。この基本原則を十分に認識し取り組んでいただく、こういうことを訴えさせていただきます。私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（成田 義之君）

お待たせしました、飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

飛永でございますけれども、少し質問させていただきます。

毎年恒例行事のようになってきておりまして、今、加藤議員からもお話がありましたが、同じ疑問を私は持つわけでございますけれども、1点だけ、今、部長の発言席でのお話の中で、夏季休業中に集中的に工事をするということを前提としてきましたが、今回はコロナの影響でその期間が短縮されるという状況の中で早く着手をしたいというお話がございました。これを見ると大体終わりの予定が令和3年3月5日ということで、年度をまるっとかけて進めていただける工事であると思います。

子どもたちにとっても、まなび舎がきれいになったり、安全に使えるということはいいことだと思いますけれども、今回短くなっている期間が3日、4日、1週間とかそんな期間じゃないと思うんですね。例年、大体どこの学校も規模がほぼほぼ同じ工事を安全に行うために、子どもがいないときに、子どもたちの安全を確保するために、そのときにしかできない工事を集中してやっと思ったと思います。ただ、今回の期間の短くなり方が半分とか、それぐらいになっていると思うんですけども、例年やってる工事規模のものをこれだけ急激に短くなった中で、3つの学校全部、安全に工事が進められるものかどうか。

今、仮契約でってありましたけども、大丈夫ですって言われてましたけども、大丈夫のように本当に思えないんですけども、これに関してもう少し詳しく、今、ご意見なり何なりあればお聞かせいただけますか。これは親御さんにとっても大事なことだと思うので、本当に期間的に大丈夫なんですか。

議 長（成田 義之君）

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

議員言われるとおり、多少の不安を感じてはおりますけども、工事エリアを区切ったりだとか、時間帯を制限したりとか、子どもの安全は確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（成田 義之君）

飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

工事を進めていく内容においてもそれぞれの工事があると思うんですが、外壁があったり、屋上があったり、設備があったりはするんですけども、そういったところでの今まで夏季集中期間中にやれてたものがやれなくなってしまったりとかということまでの検証はできていますでしょうか。

議長（成田 義之君）

石黒課長。

学校教育課長（石黒 直人君）

現在、設計事務所とも協議をしておりますが、大きな変更点は今のところございません。

以上です。

議長（成田 義之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

分かりました。子どもたちの安全を確保しながら安全に工事を、時間がない中でもありますけれども、行政にご協力を頂いて進めていただければと思います。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

他によろしいですか、質疑のほうは。

（ 「なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第44号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10時50分まで休憩をとりたいと思います。

よろしく願いいたします。

（ 時に午前10時37分 休憩 ）

（ 時に午前10時50分 再開 ）

議長（成田 義之君）

全員おそろいですので、始めさせていただきます。

日程第19、議案第45号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その9））の締結について、質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」の声あり ）

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第45号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20、議案第46号 工事請負契約（校舎長寿命化等改修工事（その10））の締結について、質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（成田 義之君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第46号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田 義之君）

ありがとうございます。

起立全員でございます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22、議案第48号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第4号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長、平子でございます。

それでは、令和2年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の1ページをお開きください。

議案第48号

令和2年度清須市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度清須市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千918万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ359億4千83万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

歳入の主な内容をご説明いたします。

第1款市税では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環で軽自動車税の環境性能割の特例期間が延長されたことにより、100万円の減額を見込みました。なお、この特例による税収の減額分は、地方特例交付金で措置され、補填されることから、第2款地方特例交付金を増額といたしました。

第15款国庫支出金は、介護保険料の軽減に係る低所得者保険料軽減負担金で912万5千円を増額し、生活保護の電算システム改修のための生活困窮者就労準備支援事業費等補助金33万円を増額といたしました。

第16款県支出金では、介護保険料の軽減に係る低所得者保険料軽減負担金で456万2千円を増額し、愛知県から事業委託を受けたことから、道德教育の抜本的改善充実に係る支援事業委託金20万円を追加いたしました。

第19款繰入金では、財政調整基金からの繰入金を7千496万4千円増額いたしました。

右のページをお願いいたします。

歳出の主な内容をご説明いたします。

第3款民生費では、介護保険料の軽減に係る財源として1千825万円を介護保険特別会計へ追加繰出しのほか、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、10月から行われる日常生活支援住居施設支援に対応するため、電算処理の生活保護システムを改修するための事務費66万円を増額いたしました。

第4款衛生費では、西春日井2次救急の搬送医療機関であるはるひ呼吸器病院と済衆館病院に対し、新型コロナウイルス感染症対策として2次救急医療体制の崩壊防止と維持・確保の観点から、助成金を北名古屋市、豊山町と協調して助成を行う費用1千万円を追加いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によりごみ袋の作成を海外生産から国内生産へと切り替えたことにより予算に不足が生じたため、今年度中に必要となる数量を作成するための費用を6千700万1千円増額することといたしました。

第7款商工費は、愛知県と協調として交付する新型コロナウイルス感染症対策協力金の交付事務に係る経費の内訳を見直すもので、額の補正は伴わないものでございます。

第10款教育費では、第1幼稚園を対象校に、愛知県の委託を受け、道徳教育、家庭と地域の連携強化といった取組を研究推進する費用20万円を追加いたしました。

一般会計補正予算は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（成田 義之君）

日程第23、議案第49号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

河口健康福祉部長。

< 健康福祉部長（河口 直彦君）登壇 >

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口でございます。よろしく願いいたします。

それでは、補正予算書及び説明書の23ページをご覧ください。

議案第49号

令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

24ページをお願いいたします。

歳入のご説明になります。

1款介護保険料、補正額1千825万円の減額で、消費税の引上げに伴い、令和2年度における低所得者の介護保険料の軽減割合を拡大することによる介護保険料の影響額の減額でございます。

7款繰入金、補正額1千825万円の増額は、介護保険料の減額分を一般会計から繰入れするものであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

日程第24、議案第50号 令和2年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案について、建設部長より内容の説明を求めます。

永渕建設部長。

< 建設部長（永渕 貴徳君）登壇 >

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕でございます。

別冊の令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）の1ページ、2ページをお開きください。

議案第50号

令和2年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和2年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度清須市水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第1款水道事業収益、既決予定額2億5千363万6千円、補正予定額656万1千円を減額し2億4千707万5千円、第1項営業収益、既決予定額2億3千312万4千円、補正予定額656万1千円を減額し2億2千656万3千円。

支出

第1款水道事業費用、既決予定額2億2千299万3千円、補正予定額24万3千円を増額し

2億2千323万6千円、第1項営業費用、既決予定額2億1千222万円、補正予定額92万4千円を増額し2億1千314万4千円、第2項営業外費用、既決予定額1千77万3千円、補正予定額68万1千円を減額し1千9万2千円。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

続きまして、2ページをお願いいたします。

令和2年度清須市水道事業会計予算実施計画

収益的収入

収入

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予定額656万1千円、水道基本料金6、7月分の減免による給水収益の減額補正でございます。

収益的支出

支出

1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費、補正予定額92万4千円、減免によるシステム改修費の増額補正でございます。

2項営業外費用、3目消費税、補正予定額68万1千円、給水収益の減収による減額補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（成田 義之君）

日程第25、報告第1号 令和元年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第27、報告第3号 尾張土地開発公社令和2年度事業計画及び予算に関する書類についての2案件について、総務部長より一括して内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長、平子でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、提出案件の45ページをお願いいたします。

報告第1号

令和元年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和元年度清須市一般会計補正予算（第7号）第2表の繰越明許費及び令和元年度清須市一般会計補正予算（第8号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

それでは、46、47ページをお願いいたします。縦長になっております、よろしくお願ひします。

地方自治法施行令により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したため、繰越計算書を調整し、議会に報告するものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費の市道西牧新田112号線等整備事業は2億208万1千円を繰り越し、全額未収入特定財源のその他となります。

第7款商工費、第1項商工費のプレミアム付商品券発行事務費は151万円を繰り越し、全額未収入特定財源の国庫支出金となります。

また、プレミアム付商品券発行事業は1千20万8千200円を繰り越し、既収入特定財源は70万8千200円で、未収入特定財源の国庫支出金950万円となります。

第8款土木費、第2項道路橋梁費の船枋橋整備事業は1億800万円を繰り越し、未収入特定財源は国庫支出金の3千322万円、地方債6千600万円と一般財源が878万円となります。

また、白弓橋整備事業は1千5万8千435円を繰り越し、全額一般財源となります。

第4項都市計画費の新清洲駅北土地区画整理事業は2億2千508万1千262円を繰り越し、未収入特定財源は国庫支出金6千344万2千円、地方債5千万円で、一般財源が1億1千163万9千262円となります。

また、西市場廻間線等整備事業は1億8千143万221円を繰り越し、未収入特定財源は国庫支出金6千244万4千円、地方債1億1千300万円で、一般財源が598万6千221円となります。

下本町丸之内線等整備事業1億1千639万9千925円を繰り越し、未収入特定財源は国庫支出金4千254万3千円、地方債7千万円で、一般財源が385万6千925円となります。

第10款教育費、第2項小学校費の西枇杷島小学校整備事業は5千295万1千円を繰り越し、既収入特定財源は3千万円で、未収入特定財源は国庫支出金744万5千円、地方債700万円で、一般財源が850万6千円となります。

同じく、古城小学校整備事業は3億1千444万6千円を繰り越し、既収入特定財源は1億2千万円で、未収入特定財源は国庫支出金8千31万6千円、地方債1億400万円で、一般財源が1千13万円となります。

清洲小学校整備事業は5千457万円5千円を繰り越し、既収入特定財源は3千500万円で、未収入特定財源は国庫支出金776万円、地方債700万円で、一般財源が481万5千円となります。

清洲東小学校整備事業は3千786万7千円を繰り越し、既収入特定財源は2千万円で、未収入特定財源は国庫支出金539万3千円、地方債500万円で、一般財源が747万4千円となります。

新川小学校整備事業は4千252万4千円を繰り越し、既収入特定財源は2千万円で、未収入特定財源は国庫支出金604万5千円、地方債600万円で、一般財源が1千47万9千円となります。

星の宮小学校整備事業は3千317万5千円を繰り越し、既収入特定財源は2千万円で、未収入特定財源は国庫支出金476万2千円、地方債400万円で、一般財源が441万3千円となります。

桃栄小学校整備事業は3千316万2千円を繰り越し、既収入特定財源は2千万円で、未収入特定財源は国庫支出金476万円、地方債400万円で、一般財源が440万2千円となります。

春日小学校整備事業は3千766万8千円を繰り越し、既収入特定財源は2千万円で、未収入特定財源は国庫支出金538万6千円で、地方債500万円、一般財源が728万2千円となります。

第3項中学校費の西枇杷島中学校整備事業は3千892万1千円を繰り越し、既収入特定財源は2千500万円で、未収入特定財源は国庫支出金610万1千円、地方債600万円で、一般財源が182万円となります。

また、清洲中学校整備事業は4千501万6千円を繰り越し、既収入特定財源は2千500万円で、未収入特定財源は国庫支出金637万7千円、地方債600万円で、一般財源が763万9千円となります。

新川中学校整備事業は4億9千965万1千900円を繰り越し、既収入特定財源は1億9千200万円で、未収入特定財源は国庫支出金1億4千990万7千円、地方債1億4千万円で、一般財源が1千774万4千900円となります。

春日中学校整備事業は5千719万8千円を繰り越し、既収入特定財源は4千万円で、未収入特定財源は国庫支出金443万7千円、地方債400万円で、一般財源が876万1千円となります。

一般会計の繰越計算書については以上でございます。

それでは、続きまして、51ページをお開きください。

読み上げます。

報告3号

尾張土地開発公社令和2年度事業計画及び予算に関する書類について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、尾張土地開発公社の令和2年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

それでは、別冊の令和2年度尾張土地開発公社予算書の1ページをご覧ください。

尾張土地開発公社の本年度の事業計画及び予算の主な内容を説明いたします。

校舎の取得面積は6千543.01㎡で、取得金額が5億7千828万5千円、処分面積は6千613.33㎡で、処分金額は3億8千78万6千円でございます。

次に、4ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出の予定額は、収入が3億8千378万8千円、支出が3億8千300万9千円です。

次に、5ページをお願いします。

第3条の資本的収入及び支出の予定額は、収入支出ともに9億6千175万3千円でございます。

借入金については限度額を5億8千178万5千円とするものでございます。

主な内容は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（成田 義之君）

日程第26、報告第2号 令和元年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について、建設部長より報告を求めます。

永淵建設部長。

< 建設部長（永淵 貴徳君）登壇 >

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、提出案件の49ページをお願いいたします。

報告第2号

令和元年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和元年度清須市下水道事業会計予算を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和2年6月5日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、50ページをお願いいたします。

令和元年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書

第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名、污水管渠整備事業、予算計上額5億3千7万2千円、翌年度繰越額5億3千7万2千円、財源内訳は、企業債3億1千940万円、国庫補助金1億3千523万円、損益勘定留保資金等7千544万2千円。

続きまして、土田排水区雨水管渠整備事業。

予算計上額6千231万6千円、翌年度繰越額6千231万6千円、財源内訳、企業債3千50万円、国庫補助金1千875万円、損益勘定留保資金等1千306万6千円。

続きまして、豊田川ポンプ場ストックマネジメント事業。

予算計上額5千426万円、翌年度繰越額5千426万円、財源内訳、企業債2千710万円、国庫補助金375万円、損益勘定留保資金等2千341万円でございます。

以上、報告をいたします。よろしくお願いいたします。

議長（成田 義之君）

これで、報告第1号から報告第3号までの報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

早朝より大変ご苦勞様でございました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

ありがとうございました。

（ 時に午前11時13分 散会 ）